

「佐世保事件」における危機管理を考える : 臨床教育学的視点から

OGI, Naoki / 尾木, 直樹

(出版者 / Publisher)

法政大学キャリアデザイン学部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政大学キャリアデザイン学部紀要 / 法政大学キャリアデザイン学部紀要

(巻 / Volume)

2

(開始ページ / Start Page)

153

(終了ページ / End Page)

183

(発行年 / Year)

2005-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003251>

「佐世保事件」における危機管理を考える

—臨床教育学的視点から—

法政大学キャリアデザイン学部教授 尾木直樹

一. はじめに

2004年6月1日に長崎県佐世保市で、小学6年生の女児が、学校で給食の準備時間中に同級生の女児の首をカッターナイフで切りつけて、死に至らしめるという衝撃的な事件が発生した⁽¹⁾。

学校の監督下の時間帯に校内で、しかも小学生の同級生女児による残忍な殺人事件である。これだけでも世間を驚かせるには十分であった。しかし、同県では前年の7月に、長崎市内において、中学1年生の少年が4歳の男児をビルの屋上から突き落として殺害するという事件⁽²⁾が起きたばかりであった。それから、1年も経ない間に、連続して凶悪事件が発生したことも衝撃を倍増させた。同県では、すべての学校が、「ココロねっこ」運動と称し、命の大切さを教える「心の教育」（家族10分間読書運動、あいさつ、声かけ運動など）に全力を注いでいる最中であった。それだけに、同県のみならず、日本の教育界と社会全体に与えたショックは大きかった。

長崎は言うまでもなく、平和教育の実践においては他県より、抜きん出た実績を有する「先進県」である。そこで何故このように凶悪事件が連続するのか。あらゆる角度からの分析・検討が求められる。

本件に関して、事件後の関係機関や学校の危機管理の状況を追うと、肝心の「心の教育」のあり方や、学校の子どもに対する向き合い方に関して、原則的な疑念を抱かざるを得ない。

もちろん、苦渋の思いにとらわれている学校や地域を批判することが本稿の目的ではない。これらの疑問を一つ一つ丁寧に読み解くことが、今日の日本の

学校と教育が抱える困難や進行中の「教育改革」に潜む問題点を摘出する契機になると考えるからである。

筆者は昨年8月下旬、台風が来襲する只中を、28時間も要して現地佐世保に赴いた。それ以来、ことさらそのような思いを強くさせられるのである。

〈佐世保における筆者の活動〉

- ①市教育長との懇談（45分）
- ②事件発生の小学校の校長、教頭、担任教諭等全教員との事件に関わる研修会（90分）
- ③子どもNPO組織主催の市民向け講演（110分）
- ④現地のテレビ、新聞記者との会見（20分）
- ⑤市内を中心とした小・中学校の教員との深夜に及ぶ懇談（70分）

現地行は、以上のようなハードスケジュールであった。これらに加えて、加害女兒の住居周辺や市内視察も果たした。

こうした現地における多彩な人々との交流や協議、視察、調査を踏まえることによって、先の疑問に対する答えが明確になってきた。

そこで、ここでは当該小学校及び教育行政の事後対応や指導に関して、危機管理上の問題点に絞っていくつか摘出し、それらの背景や原因について検討を加えたい。同時に、今日の教育の危機を脱するために、何をどのように改善する必要があるのか、まだ大まかなノート段階だが、全国の学校現場に素早く役立てるために、臨床教育学的視点から考察し報告したい。

とりわけ、今日流行の兆しを見せている「心の教育」のあり方や教育改革の方向性について検討を加え展望を示したい。

二. 学校現場の危機管理に見られる子ども不在の現象

1. 事件発生直後の警察による児童の長時間拘束の問題

事件発生は、6月1日午後零時20分頃である。加害・被害両女兒を除く36名は教室で給食準備中であった。35分頃、加害少女がカッターナイフとハンカチを手に、血まみれの状態で3階の教室の前に戻ったことによって事件が発覚。

子どもたちは、一瞬何が起きたのか分からずに衝撃を受ける。

その後、6年生36人のうち最後の児童が、校門を後にしたのは、6時半ごろのことである⁴³⁾。驚いたことに、このような遅い時間に至るまで、子ども達は、警察官に調書と拇印までとられていたというのである⁴⁴⁾。これではまるで容疑者扱いではないかと、父母や地域から疑問が湧いたのも理解できる。子ども達の中には、恐かったと家族に述懐する者もいたという。無論、この間教員は、一応子ども達に同席しようとした動きはある⁴⁵⁾。

一方、保護者の多くは心配しながらも、校舎外に張られた進入禁止テープの前で立ち往生していた。警察にとって、いかに現場保存や初動捜査が大切とはいえ、相手は小学生であり、しかも学校内である。少なくとも聴取に際しては、子どもの人権保護の観点から弁護士を同席させる等細心の気配りが求められる。そこまではできなくても、せめて教員と親が、常時同席する工夫や努力などは最低限の配慮事項ではないだろうか。ましてや長時間拘束したうえに、母親から了承を取っていたとはいえ、子ども達から拇印まで採取することは、明らかに警察の行き過ぎといわざるを得ない。

また、これらの問題に対して県の教育委員会が、こどもの人権保障の立場に完全に立脚できていないのも気になる⁴⁶⁾。教育に直接責任を負う専門的指導的立場から、警察に対しては連携を図りつつも、注文をつけ、問題点については明確に正すべきであろう。

2. 「平常」に近い登校や授業の問題

事件翌日の全校児童の登校姿は、テレビ中継を通して、多くの国民を動揺させ考え込ませた。本件は世界的にも稀有な事件であるにもかかわらず、母親に肩を抱きかかえられ、平常通り登校する6年生の姿に、驚かれた視聴者も少なくなかった。

アメリカのコロラド州における、銃乱射事件⁴⁷⁾に際しては、3ヶ月間の休校処置がとられ、大阪教育大学付属池田小学校における8人の児童殺傷事件⁴⁸⁾では、1ヶ月近く休校にしたうえ、校舎も全面的に建て替えて子ども達の心のケアに万全を尽くそうとした。また2月14日に大阪で教職員3人が死傷した事件でも、3日間休校し、その間、教師は家庭訪問して児童の心のケアに当たった

のである。

これだけ深刻な事件にもかかわらず、翌日に子ども達を平常通り登校させた佐世保の対応については理解に苦しむ。集団カウンセリングの予定でもない限り、大阪の寝屋川の小学校のように、子ども達にはまず、安心できる親の元で十分な時間を過ごさせる処置が必要であったはずである。その後、1日も休校処置など心の安全処置を採らなかったのはどうしてか。

本来なら、6年生36人全員を自宅待機させ、教員が手分けして、できればカウンセラー同伴で一軒一軒家庭訪問し、心の状態をしっかりと把握、ケアする必要がある¹⁹⁾。保護者との信頼関係も、こうした苦悩を分かち合うプロセスを丁寧にすることを通して深まるのである。学校と保護者との信頼関係の構築に成功すれば、事件の後の指導はスムーズになり、効果的に展開できるはずである。

3. 4年時の担任に会いたいという願いを拒否

事件発生時の担任は、その衝撃から長期間入院することになる。残された36人の子どもたちは、5年時は荒れた学級状況であったために、当時の担任への信頼感が弱いせいもあって、すでに転出してしまっている4年時の担任との面会を望んだ。

ところが、学校側は一旦転出した教員に指導に当たらせることは出来ないと、子ども達の要求を拒否。地域からは、その余りの機械的対応に批判の声が相次いだ。4年時の担任は、隣町の教育委員会事務局に転勤しており、工夫さえすれば週に何回か昼休みに顔を出すことが可能な勤務条件であった。危機的状況の中で、かつての信頼できる担任に会いたい、という子ども達の切望を何故叶えられなかったのか。掘り下げて分析する必要がある。

4. 加害少女の机を撤去した問題

事件後、加害少女の机を教室から撤去した件に関して、教育長の話では、男子たちの一部がその際に抗議したとのことである。しかし、「○○ちゃん(注；加害少女の名前)は、今度の事件で別のところで勉強することになったから不用」と、強引な理由付けをして、ようやく片付けたとの報告であった。しかし、果たしてそれでよかったのか。これでは、子どもたちに問題の本質が

ら目を背けさせることにならないか。

と言うのは、事件後の子どもたちの最大の苦悩は、被害児の御手洗怜美さんとの「お別れ」の辛さだけではなく、加害女児をいかに受けとめればよいのかわからないという点にあったからである。

被害女児は4年時からの転入生であった。片や加害女児の方は、小学校入学時から一緒に過ごしてきた「地元の子」「幼なじみ」である。残された子ども達の多くは、小学1年生からの「仲良し」関係にあった。中には、好意を抱いている男子もいたことであろう。単に机を撤去し、教室空間から彼女の存在の痕跡を消し去ることで解決できる問題だろうか。

女児を児童自立支援施設に送致する「決定」（8月15日）でも、裁判所が明らかにしたように、彼女は、「精神病性の障害の存在は否定される」普通の女児という。これが事実だとすると、彼女はどの子にも底通する発達課題を抱えていたことが予想できる。したがって、子どもたちを信頼し、時間をかけて、彼らと共に加害女児の苦悩も共有する対応や取り組みが更に必要ではなかったか。それこそ、本件における危機管理の重要な柱である。

5. 被害女児・御手洗怜美さんの机までも廊下に移動した件

ところが9月に入ると、加害女児のみならず被害女児の机まで廊下に出され、机上には彼女が大好きだったひまわりの“造花”が飾られたのである。

これではどうして、「命の大切さ」や「死の教育」の効果を期待することが出来るだろうか。生前に生活していた教室内で、元の位置のまま、卒業式当日まで生花を生け続ける取り組みが、同級生が亡くなった場合の全国の典型的な教室風景である。事件を一刻も早く忘れさせることが、当面の実践課題ではないはずである。このことは、昨年11月17日に奈良市で、小学1年生の女児が下校途中に誘拐、殺害された事件¹⁰⁾のケースを見ても分かる。子ども達が、告別式で合唱した曲は「いつまでも友達でいよう」であった。亡き友達と、いつまでも共に生き続けることが、友人の死を通した「命の教育」の中心課題である。例え、現世から姿がなくなっても、被害少女との生活をいつまでも共有し続けることによって、彼女が果たせなかった分まで、残された子ども達が、分担して勉強し、運動し、友情を深める、という実践の方向が「命の重み」を

実感し、「死」の意味を身近に考える教育ではないのか。残された者の「生き方」を問い直し、豊かにさせることこそ「心の教育」の本命でもある。

「心の教育」に全力をあげる長崎の、しかも、県・市からの「指導」がなされていたという当該小学校が、この実態では、全県下の「ココロねっこ」運動も心もとない。

いかに誠実で熱心な実践ではあっても、ボタンをかけ違えた「心の教育」と批判せざるを得ない。個々の教員が自分自身の頭と心で、「心の教育」とは何かを熟考し、自信を持って子ども達に具体的に提案できる内容を提示し、感性そのものを高めなくてはなるまい。

三. 教育行政における危機管理上の諸問題

1. 殺害現場の学習ルームを教育相談室に変更する提案

事件後のPTA総会は社会的な注目を浴びた。なぜなら保護者側が、教委関係者の総会への参加を拒否したと新聞が報じたからである。

この混乱の主な原因は、市教委が殺害現場となった学習ルームを、教育相談室に改造する案を出したためである。

親達が憤りを禁じ得なかった理由は理解できる。もちろん、教育相談室の新設自体に異をとなえる親はいまい。問題は、事件によるトラウマに苦しむ児童が多いにもかかわらず⁽¹¹⁾、なぜ、あえて事件現場を教育相談室に切り替えようとしたのかである。

市教委は結局、児童に自らの提案に対する賛否を問うアンケート調査を実施。その結果、6年生の意見を尊重して当初の案を撤回し花壇に変更したのである。

表面的には、これで一件落ち着いたかのように見えるが、花壇への変更プロセスそのものに関しても疑問が残る。

もともと、児童にアンケート調査を実施する必要などあったのか。大人の良識的処理ですむ問題ではないだろうか。トラウマを引き起こしかねない「事件現場」は、ためらうことなく、取り壊すことが望ましい。各学年毎の児童の細かな賛否数に至るまでいちいち公表し、花壇に変更した経緯を明らかにする必然性がどこにあるのか。これが、もし親たちの抗議によって政策変更を強いられた、と受け取られたくないためのカムフラージュだとすれば問題である。

このアンケート調査の実施自体が、市の教育行政が事件現場を教育相談室に切り変えようと考えた誤りと同根ではないか。一見、子どもの声に耳を傾けているかのようにあるが、「子どもの目線」に立つことができていないからである。

これらの整合性に欠ける施策は、教育職の経験を持たない教育長人事とも関係している。つまり、今流行の「民間人校長」や「民間人教育長」の抜擢と同様に、当市でも行政の他の部局から教育長を登用したという事実がある。たとえ職務能力には優れていても、教育に関する「素人性」が今回の対応ぶりに露呈したのではないか。

教育の中身より、外側の「構造の改変」に重点を置く、今日の「教育改革」における負の側面が露呈したと言わざるを得ない。

2. 文科省、県教委における危機管理の問題点

事件発生後、文科省は生徒指導室長を含む3名を、佐世保入り（7日午後）させたものの、市役所に教育長と当該小学校の校長を呼び、4時間半聞きとり調査を実施し、翌日（8日夕方）には帰京した。これに対して、批判の声が上がったのは当然であろう。

事件発生の大久保小学校までは、市役所から車で10分も要しない近距離であるにもかかわらず、当該校を訪問し事件現場に献花したり、直接教員に面会して話を聞くこともしなかったからだ。いかに地方分権の時代に入っても、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」48条の、文科省は都道府県や市町村に対して「必要な指導、助言又は援助を行うことが出来る」という文言はそのまま生きている。援助の例示には、「学校の組織編制、教育課程、学習指導」「学校における安全」も明記されているのである。

全国の自治体に向けては、「事務連絡」（6月4日付）なる文書で、「重大事件を受けた文部科学大臣談話の発表について」や「全国の生徒指導担当主事への指導の徹底の要請とプロジェクトチーム結成について」等の基本方針を出している。しかし、このような官僚的な調査では、現場に対する実効性のある支援を期待することは出来ない。

その証拠に、佐世保事件から約1か月後の7月7日に、新潟県三条市で小6

男児が、刃渡り22cmの柳刃包丁で、同級生に切りつけ6針縫う負傷をさせる事件が、同じく昼休みに発生しているのである。死には至らなかったものの、佐世保事件と共通する要素が多い事件である。

当時の河村文科大臣の発言も、危機管理上の原理・原則から外れている。例えば、6年生担任が精神的衝撃から入院を余儀なくされると、「子どもたちは登校しているのだから、担任もがんばってほしい」旨のコメントを発表した。このような状態の患者に対して、最も口にしてはならない一言である。

当時、119番通報を受けて現場に駆けつけた救急隊員3名は、「惨事ストレス」とみられる症状を訴え、専門家のケアを受けなければならないほど現場は凄惨であった。惨状に慣れぬ一教員が精神的安定を欠いたとしても、不思議ではない。むしろ、休養するようにサポートする発言こそ望まれたはずである。子ども達も親も、また行政も含めて、そのような大臣の発言にこそ安心させられ、早く立ち直ろうとする元氣と勇氣が湧いてくるものであろう。また、そうした発言一つで人々を共同させる力にもなるのである。

国がこのように官僚的対応であったとしても、県はもう少し血が通うものである。しかし、今回県は、国と五十歩百歩であった。というのは、市教委に1学期末まで常時派遣されていた支援要員は、県の佐世保教育事務所からの担当指導主事1人だけであったからだ。県本庁からは一人も投入されていなかった。当該小学校へは、事件発生から37日目の7月7日に至ってようやく加配教員1名を配置するという遅い対応であった。全体的に、カウンセラーや「子どもと親の相談員」の配置など心のケアに偏重し、教育実践本体としての学校の実践を直接支援する体制や配慮に欠けていた。

市や現場への支援が不足しているにもかかわらず、県教委が12月に発表した「最終報告」に対して、佐世保市教育長は「確かに予測が困難な事件だが、起きたことへの結果責任は市教委も学校も免れない。県教委の指摘を重く受け止め、全力で再発防止に努めたい」（読売新聞2004年12月9日付夕刊）と、上意下達とも受けとめられかねない姿勢を示している。県・市ともに、児童の心の発達を保障する姿勢に関して教育実践の充実という構えが確立していない。

もちろん、組織にあつての内部的な困難は想像を絶したであろう。しかし、それが現場や外部には伝わってこないのである。県教育長の「保護者の皆様へ」

(6月18日)に至っては、発表自体遅すぎる¹²⁾。しかも、児童指導については、一切触れておらず、ここでもカウンセラー依存の内容に陥っている。

3. 中・高一貫校の開設に関わる問題

加害女兒は6年生になる前の12月頃、母親にミニバスケット部を辞めさせられている。なぜ母親は辞めさせたのだろうか。この疑問は事件のカギを握る重要な背景として注目を集めた。なぜなら、ミニバスケット部を辞めて以降、少女は次第にインターネットの世界に浸っていった。6年生になると自分のホームページまで開設し、ホラー小説を書いたり、自己化身のアバターを登場させて、長時間バーチャルな空間を徘徊するようになった、と言われているからである。そのままミニバスケットに打ち込んでいれば、今回の惨劇は起きなかったかもしれない。

では、娘の好きなスポーツを辞めさせた親の真意は何だったのだろうか。

それは、状況から判断すると、娘の成績が下降しては、2004年4月に開設されたばかりの公立中・高一貫校である「佐世保北中・高等学校」に合格できないという心配からではないだろうか¹³⁾。

もともと北高は地域の進学校である。白亜の校舎は市街地を見下す高台にたたずんでいる。地元中学生憧れの高校の一つであった。そこに中学校が合体し、「中・高一貫校」として新しく発足したのである。こうして市内全域の小学生が、いきなり「中学受験」に巻き込まれることになったのである。

実際2004年4月の開校初年度には、事件の起こった大久保小学校からも6年生全20名のうち9名が受験している。これだけでも歴史的な事態である。ところが、2人しか合格できなかったというのだ。この事実が地域住民や保護者に与えた衝撃の大きさは想像に難くない。現地における教師との研修会を通して、筆者には、教師の発言から彼らにのしかかっているプレッシャーの大きさを理解することができた。市内で最も古い伝統校である大久保小学校から、2人しか合格者を出せなかったのだから、その波紋の大きさは想像できる。学校への不信感とは裏腹に、塾への期待がふくらんだとしても止むを得まい。現に佐世保駅前の塾には、すでに「佐世保北中・高受験コース」が開設されている。

このような受験競争の発生については、今日全国に急速に広がっている中高

一貫校開設ブームに注意を払ってれば、予測できたはずである。公立中高一貫校の誕生は、私立中学受験と違い、経済的に見ても誰にでも受験が容易なことから、親や子どもにプレッシャーを与えてしまうのだ。地方の、市街地に位置する進学校が、市内の中学校を合併吸収して「中・高一貫校」化すれば、間違いなく全域の小学生を受験戦争の渦に巻き込むことになるのである。

その意味では、県の中等教育政策に対する総合的な展望や見識が問われる。最終報告書「佐世保市立大久保小学校児童殺傷事件調査報告書」(2004年12月9日)では、当該校や親の子育てに焦点を当てて問題視しているのだが、自らの施策の包括的な点検こそ必要である。

4. 甘すぎるインターネットに関する認識

県教委は、家裁決定(8月15日)の「会話でのコミュニケーションが不器用な女兒にとって、交換ノートやインターネットが唯一安心して自己を表現し、存在感を確認できる『居場所』になっていた」ことを受けて、8月9日～9月6日にかけて、インターネットに関する緊急調査(小学4、6年、中学2年、高校2年、とその保護者各1000人、計約8000人)を実施した。

ところが、大規模調査にもかかわらず焦点がぼやけた調査項目や、一面的な分析が目立ち、打ち出された方針にも目新しさはない。文科省の後追施策の感が強い¹⁰⁾。

インターネット、とくにホームページが前思春期の子どもの発達に与える影響について、認識があまりにも希薄である。

では、この調査からどのような実態が浮かび上がったのか。

第一の特徴は、家庭におけるインターネットの利用率が予想以上に高く、学年進行と共に上昇していることである。

すでに小4で32.3%、高2では44.3%に達している。女子の方が4.1ポイント高い。使用頻度は、「週一回位」が29.1%、「だいたい毎日」は19.1%、「2日に1回位」が15.6%となっている。使用時間は、1日当たり「30～60分」が42.6%と最も多くなっている。「30分以内」は34.9%。「60～90分」が14.5%。「だいたい毎日、60分以上」インターネットにアクセスする子どもは、7.7%、人数にして290人に上るといふ。

つまり、1日30分以上アクセスしている子どもが、64.8%に達している。これだけでも「ネットの日常化」がいかに進行しているのかを示している。

第二の特徴は、「いつも自分一人だけで利用している」という児童生徒がおよそ半数の46.3%も存在することである。小4でも、24.2%、4人に1人。高校生に至っては、65.9%と大多数に上っている。

第三の特徴は、小4でも、7.4%もが自分専用のホームページを開設していることである。ところが、我が子が独自に開設していることを認知している親はわずかに0.9%しか存在しない。いかに、親の目が行き届いていないかを物語っている。学年が低いからまだ大丈夫だろう、という安心感からかえって親の盲点になっているようだ。

また、電子掲示板への書き込みやチャットへの参加経験者も、小4で10%、高2では35%を越えている。女子においては、小6では男子より10ポイントも高く、女子に人気となっている実態が読みとれる。ネットオークションの利用に関しては、中2で21.9%、高2では36.5%。小4でも5%も存在する点が気がかりである。

ところで、ネット上で「嫌な思い」をしたことがある者は、全体の2.1%。また、「相談したいと思った」ことのある者も2%存在している。つまり、事件の加害少女と同様の悩みにとらわれている可能性のある子ども達が、事件後も確実に存在することを示唆している。子ども達はネット社会を楽しみながらも、同時に安全性や救いの手を待っている状態といえる。

マナーを守りましょうといった程度の「ネチケット教育」プログラムで、見通しがつき、解決できる状況ではない。

ちなみに親たちの抱くネットへの不安はどのような内容だろうか。一部紹介しておきたい。以下、筆者が出演したテレビ番組に寄せられた声である。

①中2の女子の母親

「娘が中学1年の時、インターネット書き込みでトラブルに巻き込まれました。誰かが娘の名前を使い、数人の男子生徒に文句、いやなことを書いたりして、書き込み表現をめぐって腹を立てた生徒から、辛い仕打ちを受けたりしました。娘は自分が犯人でないことを、声を大にして男子生徒に

言っても信じてもらえず、悩み苦しみ、絶望していました。もし、娘が一人で悩み、今回のような事件を起こしていたらと思うと身震いがします」

②中1の男子と小4の女子の母親

「小学生にホームページやチャットは必要ないと思います。大人だってネット上にいろいろな問題があるのに、子どもは判断がまだ未熟なはずなので、そういう指導は早すぎると思います」

③小5の男子を持つ母親

「子どもは日常、耳をふさぎたくなるような乱暴な言葉を使います。パソコンのチャットという表情の無い文字だけで、本心以上に相手を傷つける言葉を、ゲームを楽しむかのように安易に使っているのではないのでしょうか」

④小5と中3の男子を持つ母親

「今誰と仲良しなのか分からないし、便利な反面、パソコンの死角の怖さにビックリです。言葉で伝えることの難しさ、相手の表情が見えない難しさ、メールやチャットの怖さを文章だけでなく、学校や家庭でも伝えていかなければならないと思います」

⑤中2女子と小6の親

「毎日学校から帰るとメールのやりとりに熱中しています。親の私にも内容を見せません。中学1年生の時に、友達だと思っていた子が知らないうちに悪口を言いふらして、悪者にされたということもありました」

⑥アメリカ帰りで中2、小6、小3を持つ母

「パソコンは、現社会では必要なものになっていますが、管理ができる量ではないこと、また“与えっぱなし”にしないこと。親としても考えるべきだと思います」

これらの家庭における親子の深刻な悩みを行政は、正面から受け止める必要がある。また、これらの問題点を確実に解決できる指針を打ち出すことが求められている。変化の激しいネット社会にあっては、政府の「上からの」方針を待つのではなく、困難だが、目前の子どもたちの危機を受け止め、臨機応変に対応できる教師の感性や指導力量が求められている。

どんなに車社会が発達しても、小学生に車を買って与えたり、運転をさせたりはしない。ホームページを小学生が開設運営することは、この車の例と同じである。子ども達をネット社会から一定程度ガードすることが、子どもの発達保障につながることを認識すべきである。

四. 危機管理上何をどう改善すべきか

—学校機能の回復と子どもの豊かな発達のために—

文科省の6月2日の「平成16年度第1回都道府県・指定都市生徒指導担当主事連絡会議」では、次の3項目が強調された。

- ①子どもたちに命の大切さや他人への思いやり、人を殺傷することは絶対に許されないことなどの基本的な倫理観や規範意識を身に付けさせること
- ②学校においては、日頃から全教職員が一致協力して児童生徒一人一人の状況の把握やいつでも相談しやすい雰囲気づくりに努めることにより、問題の前兆を把握し早期に対応すること
- ③学校は家庭、地域、関係機関との連携を一層強化し、問題を学校だけで抱え込まないようにし、早期に積極的に連携し、適切に対応すること

6月4日の矢野文科審議官を主査とする「児童生徒の問題行動に関する文部科学省プロジェクトチーム」では、

- ・命を大切にする教育について
- ・学校で安心して学習できる環境づくりについて
- ・情報社会の中でのモラルやマナーについての指導の在り方について

を検討するとして、金森大臣官房審議官はじめ総務、政策、生涯学習、社会教育、初等中等教育企画、教育課程、児童生徒課など課長職以上の14名が招集された。陣容からは、本格的な構えであることが推察される。

ところが、これらはいずれも、先述のように子どもの生活や心の実態からかけ離れており、教育実践論や子どもの発達論の観点からもずれをきたしている。また、③の「家庭・地域・関係機関との連携」の方針にしても、今回「緘口令」を布いて連携しようにもそうさせなかったのは、他ならぬ学校自身であった¹⁵⁾。

そこで、以下の5点に渡って、佐世保事件の危機管理に関して筆者が考える解決への基本的な視座を述べたい。

1. 「命の大切さ」の教育は「教える」ものではないこと

教え込むスタイルの倫理教育や道徳教育だけで、「心の教育」は達成できるものではない。つまり、まずどの子ども「自分自身の命が大切にされている」という自己存在感が実感できる生活環境の下で、伸びやかに学び、遊び、生活できているのかどうか、この前提の有無の確認こそが、「命の大切さ」を教える教育が成功するか否かの分岐点である。感情や意識が形成される環境と条件が整わなければ、抽象的な観念や意識の注入だけでは、あらたな認識が獲得されたり、醸成できたりするはずはないのである。

大人の自己満足に終わるだけではないだろうか。

わが国の子どもたちの自己肯定心情（セルフエスティーム）は、どのデータを見ても国際的に際立って低い傾向にある¹⁶⁾。従って、いかにこのセルフエスティームを高めるのか、その方策を考えた方が子ども達に「命の大切さ」を体得させる近道である。ましてや、現在、公共広告機構が「抱きしめる、という会話。」というコマーシャル¹⁷⁾をテレビ、新聞、ラジオを媒体として流さなければならぬほど、わが国の親子関係は「愛情不足」や「愛し方不明」の時代に突入しているのである。「心の教育」をいかに声高に強調しても、浸透する前提や土台が消失しているに等しいのである。また、「命の教育」だけでは不足していたのではないかと、さらに新たに「死の教育」に取り組むのも、その目的や切り口に関して疑問が残る。自らの実践に自信が持たなくて、あれもこれも発想に陥ってはなるまい。教育実践は種類の多様さではなく、切り口の確かさとその奥の深さ、つまり実践の質こそが子どもたちを変容・成長させる力に転化するのである。

2. 型にはめて子どもを見ない。あるがままの子どもを受けとめる

全国どこの学校や地域でも、「心の教育」といえば、挨拶運動一色といっても過言ではない。それほど画一化されている。むしろ、挨拶そのものの役割や価値は少しも否定されるものではない。社会生活におけるコミュニケーション

スキルの基本である。しかし、これがひとたび「運動」化されたらたんに、異質の価値や文化に変質するという弊害が生じ危険ですらある。

つまり、どんな時にも元氣よく挨拶できる子が大人から「よい子」として評価され、一元的な子ども観が跋扈するからである。こうなるとどの子ども、どんなに悩みを抱えていても、高い評価欲しさに、表面的には常に明るく元氣のいい挨拶をしようとするようになる。

子どもたちは、自分の心の悩みや怒り、悲しみを押し殺してでも機械的に大きな声で「挨拶」をしようとする。これでは大人は、ますます子どもの心の内面を把握できなくなる。

実際に今回の加害女兒は、朝、校長が正門に立っていると、校門に駆け込みながら「大きな声」で明るく、元氣のよいあいさつをしていたという。だから殺意を抱くほど苦悩しているとは考えなかったと校長は記者会見で述べている。また、県教委による担任への事情聴取でも、当日朝の「健康観察」の時、担任の問いかけに対して、2人は「いつもと同じように『はい、元氣です。』と答えた」としている。従って、「特に変わったところはなかった」というのである¹⁸⁾。

しかし、彼女は2日前から友達に殺意を抱いていたのである。「あるがまま」を受けとめる視点を子どもたちに伝えられていれば、加害女兒は、きっと挨拶をしなかったであろうし、できなかったかも知れない。「あるがまま」の心を尊重した教育実践が日常的に行われていれば、この段階で、少女の心の異変は外に表出・表現されることになり、教師も気付けたのである。ここで「どうしたの」と一声かけさえすれば、彼女はインターネット上での、友達とのトラブルに悩んでいる旨を訴えたかも知れない。あとは、教師が中に入って、彼女と一緒に悩み、解決の手助けをしてやれば済むのである。そのように展開していれば、恐らくこの事件は発生しなかったはずである。

いうまでもなく、教育は形式ではない。一見、分かりやすく実践しやすそうな形に頼るのではなく、人間らしい願いや高い理念に向かって、児童・生徒が生活し学習に打ち込めたときに、はじめて形式的にも美しい姿として統合されるのである。結果として、内発的な心のこもった人柄のにじむ挨拶が飛びかうように変容するのである。

また、事件直後の教師たちの対応も、加害児と正面向いた姿勢で受け止めることができていない。厳しく言えば、心を通わせようとした痕跡がないに等しい。5年の担任や教頭は、加害児とすれ違ったり、血で汚れた手を洗わせていても、「異変には気付かなかった」⁽¹⁹⁾といい、養護教諭が現場に駆けつけたのは、事件発覚から10分後だという。何故このような事態になったのか。

これらの背景には、教師性の問題が横たわっている。第一には、教師には常に「指導性」が求められると言う教職が持つ宿命性の問題である。つまり、このケースでいえば、「汚れを落とさせる」「着替えさせる」ことに全神経が集中したために、何故着替えさせなければならないほど血に染まっているのかという最も肝心の「異変」そのものに教師の心が働かないのである。自分が指導したいことで頭が一杯になり、見えるものも見えなくなり、相手を受け入れる余地がなくなっていたのである。

また、もう一つの「教師性」の問題は、教師は常に子ども達を活動させなければならないという考えである。それこそが教師の仕事であり、責任であるとする「活動主義」に陥っているからである。つまり、「活動」さえさせていけば、安心してしまっているのである。活動の内容や成果、その過程における子どもの心の動きなどはほとんど眼中にないのである。

加害児童は5年時に、ホラー小説をよく読んでいたり、文集に好きな本として、ボイスとバトルロワイヤルと書いていたりした。にもかかわらず、担任は「特に気にしていなかった」（最終報告P14）という。5年時の担任に至っては、「事件後に報道で改めて昨年度の文集を見て、事実であることを確認」したというのだから驚く。いかに活動主義に陥っていたのかがよく分かる⁽²⁰⁾。

しかし、これは多くの教師が日常的に陥りがちな性向であり、ここからいかに脱却を図れるかどうか、こどもの心をつかめる教師への前提条件でもある。

3. 心理操作として忘却させるのではなく“共創”の教育が必要

加害女児の机のみならず、被害者の御手洗怜美さんの机まで廊下に出してしまう行為は、事件を早く忘却させようとする心理操作のつもりだったのだろうか。また、このような表面的な手法は、子どもたちに自らの生き方を考えさせ、死を見つめさせる腰をすえた教育実践にふさわしいのだろうか。“事件を忘れ

させる”，そのために事件に関する話は一切口にしない，思い出させる可能性のある机は外に出すというのであれば，教育実践としては明らかに一面的で間違いであろう。

いかに厳しい危機管理の状況下にあっても，教師は，カウンセラー依存の心理主義に陥るのではなく，どんなに辛くてもあくまでも教室における教育実践で子ども，保護者と共に模索しながら歩むべきである。

筆者が当該小学校との研修会（8月）で，9月からの実践として具体的に提起したのは，残された36人の共同，共創の場面を少しでも多く教室の中に創り出すことであった。

そのような取り組みを通して，傷心の子ども達は，共同の汗を流し苦勞と喜びを分かち合い，お互いが仲間であることを実感し安堵するのである。ひいては，そこから友達に対する信頼感が形成され，ひとりひとりに生きる元気を出させ，未来への希望を見い出させるのではないかという見通しからであった。

結局，同小では，9月から「よさこいソーラン踊り」の練習を始め，これまで不登校気味であったり，遅刻傾向の児童も含めて全員が元気に登校したという。これこそ仲間がかもし出す連帯の力の賜物であろう。

10月23，24日の「YOSAKOIさせば祭り」に参加し，市民たちの前で見事な踊りを披露したのである。チーム名は「鶴己輝庵」（we can!）という。「感動賞」を受賞し，副賞としてジャガイモ100キログラムを受け取った。これを11月7日のPTA主催のバザーで販売し，収益金は新潟県中越地震の義援金として拠出している。

ただ，欲を言うと，裏山の落ち葉で焚火でも囲み，ジャガイモをふかしながら皆でジャガバターパーティーでも企画した方が教育効果は高いだろう。そうすれば，綴友と非日常的な時間と空間を共有する中で，子ども達の心はさらに癒され，生活への勇気を与えられたことであろう。とは言え今，学校主体で新しい一歩を踏み出している，と感じられる積極的な取り組みではあった。

最近の傾向の一つとして，学校では，事件のたびにカウンセラーを派遣することが，公式化マニュアル化してきている。しかし，どんな場合でもカウンセラー頼みに陥ってはならない。学校として，今何をどうしたいのか，これまでの自らの実践に自信を深めつつ，カウンセラーに対しては，拒否するのではな

く子どもや教師、保護者の心のサポートをしてもらう姿勢で共同することである。

小学校の場合、中学校と異なり現段階では、日常的にカウンセラーが配置されていないために、カウンセラー職への過大な期待や評価が生じやすく、あるべき関係を構築しづらくさせている可能性もある。しかし、学校においては、あくまでも教育実践が主体であり、そこを先行させるべきである。そうでないと、カウンセラー自身も力量を發揮できないだろう。

4. 教育行政の機能性をいかに高めるのか

今日の教育の構造の解体を中心課題とした、「教育改革」が進行する中で、地方教育行政は多くの矛盾を抱えている。苦悩も大きい。筆者はこの2、3年で、200人を超える教育長と会見を重ねた。その経験から判断すると、今日の教育改革は、決して教育論からは立ち上っていないということである。ほとんどが「政治改革」としての教育の「構造改革」となっている。したがって教育の中身の問題までもが、すべてフレームの問題に一元化され、教育のあらゆる領域で強引とも言えるスクラップ&ビルトが進行している。

このような中で、多くの教育関係者は、戸惑い、自信喪失に陥り、目の前の子どもの実態から出発するというこれまでの教育の原理、原則を忘れそうになっている。

一部の教育行政は、権力を自らに集中させ、教師に対する管理・統制を強化することによって、自ら「改革」の活路を見い出そうとする傾向も見られる。しかし、これには疑念が残る。なぜなら、教育の対象は子どもであり、本来彼らと共にある教師が改革のにない手だからである。子どもや教師に支持されていなければ、それは表面的な勢いに過ぎず、結局は成功しないだろう。

教育行政が、正常な機能回復をはかり高めるためには、以下の3点が不可欠である。

- ①子どもの目線に立つこと。いかなるケースでも、子どもの生の声や姿に触れ、そこから出発すること

- ②保護者、教師、NPOなど市民団体や地域と日常的に交流すること
- ③施策の立案、決定に、子どもや市民の参画・参加を積極的に拡大・推進すること

つまり、教育基本法第10条の「教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない」の原点に立脚することである。

教育は学校が主役であり、行政はあくまでも学校現場のサポーターであることを忘れてはなるまい。教師にゆとりが持てて、心に元気がみなぎる能力開発型の教員政策こそ、今求められているのである。教育行政における民主主義的改編を抜きに、学校における危機管理も展望を持つことはできないのである。

5. 緊急を要するインターネット教育の改善

県教委の大規模な8000人調査の分析や文科省の「プロジェクトチーム」、全国各県の施策など、どれをとってみてもインターネット教育に関しては、余りにも甘い。これはインターネットのそのものの機能特性や、それらをしたたかに駆使している子どもの実態を的確に把握しないで、方針化しているからではないだろうか。

とりわけネットオークションや出会い系サイトに関しては、多くの教育関係者は、子ども達を一方的な「被害者」とのみ見なす傾向が強い。しかし、双方ともにむしろ子どもが、「加害者」側に立っているケースが珍しくないのである。

最近の例では、中学生がネットオークションで購入したニセ札の作り方のテキストに基づいて、60枚もの大量のニセ1000円札を作り、実際に自販機で使用し、逮捕された。また、女子中学生が「モーニング娘」のサインをまねてポスターに書きこみ、一枚数万円でネット販売。計102万円もの収入を得、逮捕された事件などは氷山の一角にすぎない。出会い系サイトの勧誘の90%以上が女子中、高生であるとの指摘からも推察できる²¹⁾。

インターネットは、このように中学生でも大人を簡単に誤魔化せる匿名性が最大の武器である。この点、各県教委のネチケット教育の項目を見ると、その

ほとんどが被害者としての子ども像しか念頭に置いておらず、現実と乖離している。ただ、子どもが「加害者」になっているとはいっても、容易にそうさせてしまっている我々大人の責任を問わなければなるまい。これは、大人・社会と子どもとの基本的原則的な関係性である。IT教育におけるリテラシーの獲得こそ、21世紀を生きる子どもの人権保障といえる。

以下、緊急に学校に必要な「ネット教育」のポイントのみ列挙しておこう。

- ①ホームページは「私物」ではなく「公器」である。だから少なくとも小中学生段階では、本人だけでホームページを開設させない。

たとえ高度なスキルは身につけていても、社会と公共性に対する責任能力が未成熟なためである。車の運転免許取得の条件と類似した考え方である。ところがこれを、子どもの表現の自由権やアクセス権への侵害として異議を唱える声も多いのだが、自由の主張とは裏腹に現実的には、子ども達の成長・発達に対する責任の放棄である。

- ②フィルタリングを徹底すること。

NHKの「あすを読む」(2004年12月14日放送)でも、「子どもとインターネット社会」と題して、ネチケツト教育を強調していた。が、ポイントは即効性のあるフィルタリングを徹底するように薦めることであろう。

佐世保事件発生時点では、全国の4.3%の家庭(2003年11月、日本PTA全国協議会調査)しかフィルタリングをかけていなくて、「何もしない」は46.8%である。警察庁の調査(2002年)では、フィルタリングを活用している家庭は、わずかに2%であった。これでは、あまりにも無防備すぎる。その後の同協議会のPRも効を奏してか、2004年12月段階の、私が全国の講演会場で様子を見た限りでは、地域間格差を抱えながらも、2割台までは向上してきているとの感触を得ている。できれば、アクセスを限定できるホワイトソフトを導入した方がより安心できるだろう。シャットアウト方式のブラックソフトやキーワードフレーズ方式でも無いよりはましである。だが、格付けのレーティング方式はそばに親が付き添っていない限り効力を発揮しにくい⁽²²⁾。

③時間（帯）制限を設ける。

ネット利用とテレビ視聴の10分では意味が違う。なぜなら、ネットやケータイなどデジタルメディアは多機能性を特徴とする双方向性を有しているからだ。したがって、「ほとんどやらない人」「ちょっとだけやる人」「ちょっと、というよりはもう少しだけやる人」の三者間には大きな格差が生じると言われる（「ネット王子とケータイ姫」香山リカ著 中公新書）。つまり、1日10分か30分程度の使用時間であっても、「何も知らない人」か「ヘビーユーザー」かの決定的な違いを生むと言うのである。ネットはディバイド性が強いことを認識しておくべきだろう。

④親もパソコンの初歩的スキルを習得する。

世代間のデジタルディバイドには大きな問題がある。余り役に立たない、「ネチケット教育」なるマナー教育論レベルで、これほど多くの人びとが安心していられるのは、実は親達のパソコンスキルが欠落しているからではないだろうか。危険を認識できないからではないのか。スピードは遅くてもよい。子どもにパソコンを与えるのであれば、子どもの隣に座って、教えてもらいながら、自分も基本スキルを習得する覚悟が必要である。同時に、小学校低学年からモラルやリテラシーを習得させることが大切であろう。PTAとしても学級、学年、全校規模で学習や情報交換をで行うなど、ネット問題への積極的な取り組みが望まれる。

⑤パスワードやIDは友達にも決して教えないことを徹底する。しかし、今日の急速に悪質化するポルノメールの詐欺やトラブルから我が子を守るためには、親は把握しておく必要がある。特に小・中学生であれば、ブラウザの履歴をチェックすることも大切である。

⑥学級会や児童・生徒会活動として、子ども自身によるメールやインターネット問題に関して考え合う企画を立ち上げさせる。子ども自らが問題意識を持ってネット社会と向き合い、相互交流やディスカッションを通して問題解決の力やあるべきマナー・知識を身につけ、向上できるように、配慮・指導すべきである。

⑦学校はメールを使ったいじめや掲示板による個人攻撃などが行われていないか常に注意を払う。不登校や欠席、けんかの等トラブルの裏に、メール

の書き込みによるいじめが潜んでいないか、アンテナを高く張る。そのためには、定期的にインターネットに関する悩みやトラブルに巻き込まれていないか、アンケート調査や聞き取りを行うこと等事前の教育活動も必要である。

- ⑧メールに関しては、いわゆる「迷惑メール」対策が不可欠であろう。とりわけ、性情報メールの洪水のような侵入に対して、いかに子どもたちの感性を麻痺させられることなく、また金銭的被害からも身を守るのか、「振り込め詐欺」まがいの数万円単位の架空請求の撃退法も含めてロールプレイを交えながら効果的に行いたい。これは今日の凄まじいポルノメール横行の現状からすると、実践は容易ではなく、親や教師にはかなりの覚悟が求められる。
- ⑨「インターネットの利用と子どもの脳の発達」、とりわけ、「前思春期」における自己同一性の確立期に、インターネットの人格発達へ及ぼす影響について、脳科学者等の研究成果を待つのではなく、教育実践現場の臨床成果の積み上げによって明らかにする努力が必要である⁽²³⁾。

以上、学校や家庭でできる最低限にして緊急の対応項目を挙げた。

しかし、ネット上の問題はプロバイダーの意識や倫理の問題、政府による「出会い系サイト規制法」(2003年9月)のあり方など、大きな社会問題を含んでいる⁽²⁴⁾。したがって、学校やPTA、行政など縄張りを争うことなく、子どもが安心してネット社会に参画できるように、子ども参画のもとに具体的な問題提起や建設的で大胆な提案がなされることが望まれる。

五. 結論と課題

ここまで佐世保事件に関して、教育行政と学校現場の危機管理の実態や動向を中心に現地調査の結果を踏まえながら、問題点を整理し、分析してきた。その結果、以下のような教育課題が鮮明になった。

- ①一人ひとりの教師、学校、行政が、それぞれ当事者の思いとは裏腹に、これほど危機管理が要求される事件においても、「子どもの目線」に立てて

いないこと。従って、子どもの実態、発達論、感情教育論などが不在のまま、行政を中心とした主観的な思い込みによる強引な実践が、マニュアルや管理・点検などの手法を武器に現場に進行している。

結果的には、学校も行政も、一人ひとりの子ども達の心のありようには無関心となり、教師の「指導性」・「活動性」ばかりが前面に出た教師中心型、自己満足型の実践スタイルに陥っている。

全力をあげた「ココロねっこ」運動にもかかわらず、子どもと教師の信頼に満ちた、関係づくりが、狙い通りに構築されていない背景と原因はここにある。このことはある意味では、このような実践スタイルの必然的帰結と言わざるを得ない。

教育とは何か、行政も一人ひとりの教師も、もう一度原点に立ち返り議論を深めることが求められている。

- ②実践する側が、「心の教育」「命の教育」の意味があやふやなまま、美しい言葉ばかりが先行している感が強い。従って、大人の方こそこれらの概念や実践について、熟考する機会や教育を必要としている。
- ③県の行政は、県下の学校教育全体に責任を負う立場にあり、子どもに寄り添った丁寧な検証を進める姿勢が求められる。自己弁護的な「報告書」であってはならない⁽²⁵⁾。また、子どもの心をつかむためと称して、「心の面談票」（「心のカルテ」）を担任に作成させるなど、次々と形を伴った新しい実践を求め、現場の多忙化をおおることになってはなるまい。
- ④子どもを囲む大人達の広範で、ゆるやかな「共同」が不足している。
- ⑤危機管理下におけるカウンセリング依存が強すぎる。臨床教育論、教育実践論を軸にすえた具体的な危機管理教育を確立し、充実させることが求められる。
- ⑥「教育の構造改革」の結果が子ども達を襲っている。子どもが主役になり教師に元気が出る改革こそ急務である。
- ⑦子どもをバッシングする社会的風潮が強まっている。子どもを守る人権意識や発達保障の視点が社会全体に希薄になっている⁽²⁶⁾。また、一言でいえば、家庭・学校共に、子どもの心が健全に成長・発達できる場と空間ではなくなりつつある。

今後の課題は、事件の加害少女は何ゆえ犯行に及んだのか、事件の直接的な要因や背景について、彼女の心理の内側を理解し解明することである。その作業を通して、子ども達の成長のために、今日の社会や家庭、学校、メディア等に求められる課題が、改めて鮮明になることだろう。同時に、ここで分析、言及した諸論点について、関係者は早急に実行・改善を促す必要に迫られている。

佐世保事件に対する危機管理上の諸欠陥を、一地域の一時的問題として見過ごしてはなるまい。今日の「教育の構造改革」から発せられた、全国に共通した本質的な問題として真摯に受けとめる必要がある。

[注]

- (1) 事件の概要―「加害者は同級生の被害者とは、かねてより交換ノートを交わしたり、インターネット上でメールをやり取りするなどの交流をもっていたが、交換ノートやホームページ上に被害者が記載した内容を見ているうちに、自分のことを馬鹿にし、批判しているように感じて立腹し、怒りを募らせた挙句、被害者を殺害しようと決意し、平成16年6月1日112時20分頃、3階学習ルーム内に於いて、カッターナイフで被害者の頸部等を切りつけ、間もなく、被害者を頸部切創等に基づく失血により死亡させた」(長崎家庭裁判所佐世保支部の審判決定要旨より)
- (2) 2003年7月2日、長崎市で、4歳の男児が、立体駐車場の屋上から投げ落とされ、殺害された事件。犯人は、市内の中学1年生、12歳の少年。少年が犯した残忍な犯罪に、社会には強い衝撃が走った。加害少年には、児童自立支援施設への強制措置が取られている。
- (3) 「佐世保市立大久保小学校児童殺傷事件調査報告書」(以下「報告書」)の「3、事件発生後の状況」欄には、何故か聴取終了(17:00)とその後の調書作成(17:45終了)しか記されていない。6年児童の最終下校時間は記載されておらず不明である。議会で追及を受けると、17時45分過ぎから保護者と共に下校させたと答えている。このような重要で基本的な項目を疎かにするとは、いかに子どもに目が向いていないかを物語る例である。
- (4) 「報告書」では、「警察が、6年児童の保護者へ、児童の事情聴取を行ったこと及び調書を作成することについて説明した」(P7)としている。これも議会で追及されてから改めて検証しなおし、「保護者へ説明し、同意を

得てい」と「佐世保警察署の話」を紹介している。ここでも何故事実確認を保護者側からとらないのか、その確認姿勢が問われるところである。保護者の中には、怒りを押さえることが出来ない人もいることが県教委には伝わらないのだろうか。

- (5) 「報告書」では、14:00から「警察による6年児童への事情聴取が、5ヶ所に分かれて行われた。6人の教諭が分担して立ち会った」と記されている。しかし、「二次報告書」の時系列表によると、14:30から21:00までは「警察による全教職員への事情聴取が校長室と理科室で行われた」とあり、人の出入りも多く、教員が調べを受ける児童のために集中できなかったとしても不思議ではない。
- (6) 「学校に過失ない」「予測範囲を超える」(読売新聞西部本社2004年12月9日付)に見られるように、長崎県教育委員会は、家裁の「決定」に対して「評価」する態度をとるなど、自らの責任と基本的立場について、理解できていないのではないかと疑われるような言動が目につく。過失責任を問うことができるのは、被害女兒の遺族側であり、行政は教育的な意味では、まさしく「裁かれる」側、いわば被告人である。
- (7) 1999年4月20日、アメリカ時間午前10時30分、コロラド州デンバー郊外の公立コロンバイン高校で、男子高校生2人が銃を乱射し、12人の生徒と1人の教師を殺害した事件。その後、犯人の2人は図書室で自殺している。
- (8) 大阪教育大付属池田小(大阪府池田市)で、授業中に教室内に乱入してきた男に、児童8人が殺害され、教師2人を含む15人が重軽傷を負った事件。犯人の宅間守死刑囚は、2004年9月に、すでに死刑が執行されている。
- (9) 家庭訪問が実施されたのは7月22日～7月30日の間の6日間
- (10) 奈良市に住む市立小学校1年生の女の子が11月下校途中を誘拐され、殺害された。被害者の家族に携帯メールで女兒の画像を送りつけるなど、特異な展開を見せていた。12月30日に36歳の男性が、わいせつ目的誘拐容疑で逮捕された。
- (11) 市は、7月9日に登校した174人にアンケートを実施。「事件のことや怖い夢を見る」「ふいに事件を思い出す」などと訴えた73人を精神科医に面談診察させた結果、6年6人、5年1人が重い症状で、経過観察を必要とする児童は、60人。これを受けて市は、14日～16日にかけて父母対

象の臨床心理士による相談窓口を開設している。

- (12) A4版1枚程度の文章には、遺憾の意、昨年と連続して発生したことへの深刻感、カウンセラー派遣など児童・教職員・保護者の不安解消に取り組み始めたことなどが述べられている。
- (13) 「報告書」では、「『2学期の成績が下がったらやめさせられる。だから、通知票の評価を下げないで』と周りの児童が（担任に）言っていた」と記されている。
- (14) 親子の認識の乖離を問題として指摘している点は優れているのだが、例えば質問項目に「著作権への配慮状況」があったりする。確かにこれは重要には違いないのだが、今この緊急事態の発生時において、敢えて子供や親を対象に質問すべき項目だろうか。事件対応の、危機管理の一貫としてのアンケートであるという状況を認知できていないのではないか。また、「Ⅱ 課題と対応」における「課題」認識のなんとのおんびりしていることか。60分以上もネット漬けになっている子供が7.7%、人数に換算して、およそ263人も存在すると予測しながら、「生活リズムの乱れ、学習への影響が懸念されるため、家庭でのルール作りが必要」と指摘するのである。問題をあくまでも、基本的な生活習慣の確立と家庭学習時間の確保にしか求めていることがわかる。一番の問題は、ネットによる発達障害の心配である。また、性、爆弾作り、自殺、薬物などの情報被害や人権侵害に遭遇しないかという危惧なのである。

危機への認識がこのように低いために、その「対応」は、学校と家庭においてそれぞれ、一項目ずつを「鋭意作業を進めているところ」というだけである。以下の二つの「対応」とは、いかにもお粗末といわざるを得ない。

①児童生徒の情報モラル・マナー指導の教材作成

②保護者向けインターネット研修会の計画及びそのための指導マニュアルの作成

- (15) 「報告書」では、PTA会長が最初に連絡を回し、その後（6月4日付け）校長と連絡で「個別取材に対しては『知らない』とこたえる旨のお知らせ」を出すことになった旨指摘している（P35）。しかし、これ程、緘口令が徹底したケースも珍しいのではないか。NHK以外の、どのテレビ局や新聞社も、真相に迫ろうとする取材に対して、ほとんど門前払いの状態で、記者たちは余りにも非協力的な現地の状況に嘆いていた。もちろ

ん、子どもや親たちの傷ついた心を、さらにえぐってしまうようなことがあってはならないことは言うまでもない。これについて、ジャーナリストの江川紹子氏は、次のように指摘している。

「事件直後に、親達が話をしたくないのは当然のことだ。でも、よその地域で同じ時事件が起きたら、誰だって「なぜ起きたのか」を知りたいはず。今回も親なら「なにが起きたのか知りたい」と思うのに、当事者として真相解明に加わる形になっていない。(略) 事実を伝えることで分析が行われ、真相に近づく。その材料を提供するのが新聞の役目だ。(後略)」(読売新聞 2004年10月10日付)

- (16) 「OECD生徒の学習到達度調査 (PISA)」(世界41地域・国参加, 2003年実施)によると、「学校は、決断する自信をつけてくれた」に対して、「全くそのとおりだ」「そのとおりだ」が、日本は51.9%, OECD平均は70.1%。18.2ポイントもの差が生じている。また、日本青少年研究所による日本・米国・中国三カ国の中学生の意識調査(2001年10月～2002年3月, それぞれ千から千三百対象)では、「自分に満足している」のが米国53.5%, 中国24.3%, に対して、日本は9.4%と低い。「私は、多くの良い性質を持っていると思うか」に対して、「よくあてはまる」(6.6%)「ややあてはまる」(28.0%), 計34.6%。米国は89.3%, 中国は55.5%に比べると、いかに自己肯定心情が弱いか明らかである。

国内の豊島区保護司会による調査、「自分の「いのち」が輝いていると感じたことがありますか」(区内中学生1500人対象, 回収90%。2003年5月実施)に対して、「ある」は18.8%。「ない」(35.7%)の半分である。

- (17) 「抱きしめる, という会話。」とは、公共広告機構の新聞広告のことである。

次のような詩が子を抱きしめる母の写真とともに紙面を飾っている。若い親たちに、抱きしめることの大切さを訴えているのである。テレビ、ラジオでも最近これに2つほどバージョンアップした内容を使用しながらPRが続いている。

子供のころに
抱きしめられた記憶は、
ひとのこころの、奥のほう
大切な場所にずっと残っていく。

そうして、その記憶は、
 優しさや思いやりの大切さを教えてくれたり
 ひとりぼっちじゃないんだって思わせてくれたり、
 そこから先はいっちゃいけないよって止めてくれたり、
 死んじやいたいくらい切ないときに支えてくれたりする。
 子どもをもっと抱きしめてあげてください。
 ちっちゃなころは、いつも手を伸ばしています。

- (18) 「報告書」P3 参照
- (19) 同上 P6 参照
- (20) 「四校時の作文の下書きがランドセルから出てきているが、その中には『お前を殺しても殺したりない』と言う記述があり、長々と買っていた」（報告書P15）という。担任はここでも、「事件前には全く知らなかった」（報告書）という。担任の作文指導観は、「誤字や脱字の修正が中心で、内容は児童に任せていた」（報告書P15）とも記されている。ここにも児童に対する教師の活動主義と形式主義が見てとれる。
- (21) 例えば、2002年上半期（1～6月）の「出会い系サイト」絡みで摘発された児童買春事件は400件にも上る。勧誘の実態が明らかになった211件のうち、男性からの誘いは僅かに13件。残りの9割は18歳未満の少女からの勧誘となっている。このような実態が引き金になって2003年9月に「出会い系サイト規正法」が成立した。しかし、18歳未満で勧誘する児童についても処罰の対象にするという、これまでの「保護」から「処罰」へと180度の方針転換である。言うまでもなく、この法律は、「児童の商業的性的搾取に関するストックホルム宣言」（1996年）で謳う所の「犠牲になった児童を処罰しないことを確保する」規定に反している。また、我が国の「児童買春・ポルノ処罰法」が児童を常に「被害者」と位置付けていることにも矛盾する。
- (22) フィルタリングとは、子供たちが有害サイトへアクセスできないようにするシステムのことである。大別すると、プロバイダー（インターネット接続業者）のゲートウェイでのアクセスを制限する方法と、自分のパソコンに市販のフィルタリングソフトをインストールする方法の2種類がある。仕組みそのものは両者とも同じである。クリックした先に有害

情報があれば、そのサイトを開く直前に察知して、自動的にアクセスを拒否するシステムである。プロバイダー段階のフィルタリングは、アメリカでは人気が高い。日本では、「新潟スクールネット防犯連絡協議会」が進んでいる。セルフレイティングの場合の格付けはコンテンツ業者自身が行うので、レイティングソフト利用者が増加すれば、サイトの格付けを取り入れるコンテンツ提供業者も増え、好循環を生み出す可能性がある。

ただ、サイトから特定の言葉を拾い出すのに必ずしも的確ではなく、思わぬサイトを開いてしまうこともある。そこで、子供用検索サイト「キッズGoo」のようなGooのサイト内で規制をかけているものもある。

ただし、これらのソフトを使いこなすことがすべてではない。急速に変化するネット社会では、万能なソフトは存在しないのである。まず大前提として、コミュニケーション力を高めることやメディアリテラシーの獲得が大切である。

- (23) 文科省は2004年脳とインターネットの関係の研究するプロジェクトチームを10年計画で立ち上げた。
- (24) 法務省とインターネットのプロバイダー（接続業者）の業界団体（約700社）は、2004年7月に人権侵害などが明らかなホームページや書き込みの削除について対策を進めることで合意した。とは言え、大手で未加盟の業者も存在したり、表現の自由とアクセス権の自由の侵害に当たるのではないかという問題で議論は二分されている。しかし、子どもの発達保障を蔑ろにした自由論は無責任であろう。児童の権利条約（1989年12月国連—日本は1994年4月批准）でも、発達の保障はすべての自由の大前提となっている。楽しくて安全なネット文化をどう構築できるのか、課題は大きい。
- (25) 県教委は、2004年12月28日付「16教学第633号」なる「要請書」を日本教育新聞社社長宛に、内容証明つき郵便で送付してきた。内容は、12月3日、10日付けの筆者の連載（「学校の危機管理—佐世保事件に何を学ぶか—上・中・下」）に対する抗議と訂正文掲載の要請である。取材に基づく分析と指摘・所感であるにもかかわらず、数値の訂正はいざ知らず、解釈の相異にまで修正分の掲載を要求するとは奢りも甚だしい。
- 本来、権力機構の一部である国や県の行政は、個人の文章に対してこのように、いちいち抗議や訂正等求めるべき立場にはないはずである。

このような例は、長い評論家生活の中でも初めての経験である。ここにも、長崎県教育委員会の自らの役割を認識し得ない桁外れに強い権力志向性と共に、自由な批判や論議を許さず封殺するという体質が露呈している。

本件に関しては、筆者も問題の本質を公的に明らかにする所存である。

- (26) 佐世保警察署の人権侵害とも言える、児童への対応が起きた背景は重要である。それは皮肉にも、2003年7月の、長崎における中学1年生男子生徒による男児殺害事件が端緒となっている。この事件を機に政府の「青少年育成推進本部」（本部長・小泉首相）は、青少年育成施策大綱を決定した。刑事責任を問えない十四歳未満の犯罪について、事実関係の全容を解明するために警察が「捜査」に準じた「調査」を行うことができたり、少年も顔や氏名の公開など行えるように、警察庁が全国の警察に「通達」を出した。また、少年法をはじめとする厳罰化の法整備を、この間急速に進めてきたからである。それがこの間全国的に元警官を学校に派遣したり、教育委員会と警察が児童・生徒情報交換を主とした連携「協定」を取り結ぶ動きの背景となっている。

【参考文献】

尚、本文中で論拠とした主な文書類は以下の通りである。

(1) 政府文書に関して

- ・ 重大事件を受けた文部科学大臣談話の発表について（文科省初中局児童生徒課，事務連絡 平成16年6月4日）

(2) 長崎県、佐世保市関係

- ・ 知事コメント（16年6月1日）
- ・ 教育長コメント（佐世保市における女子児童の事件について）（16年6月1日）
- ・ 保護者の皆様へ（6月18日教育長コメント）
- ・ 佐世保市立大久保小学校児童殺傷事件にかかわる調査報告（第一次報告 8月2日 学校教育課）
- ・ 児童の殺傷事件について（知事コメント 8月15日）
- ・ 知事コメント（9月15日）
- ・ 児童の殺傷事件に係る少年審判結果についての教育長のコメント（9月15日）

- ・ 佐世保市立大久保小学校児童殺傷事件にかかわる調査報告（第二次報告 長崎県教育委員会 10月5日）
 - ・ 佐世保市立大久保小学校児童殺傷事件調査報告書（最終報告 12月9日）
- (3) その他
- ・ 長崎家裁佐世保支部 「決定要旨」（8月15日）

Considering Crisis Management after the “Sasebo Incident” from a Clinical Education Perspective

Naoki OGI

On 1 June 2004, a shocking incident took place in Sasebo city, Nagasaki prefecture. A sixth-grade girl slashed her classmate's throat with a knife during the school lunch break. In Nagasaki city, in the same prefecture, a similar terrible incident had taken place in July 2003. Then, a seventh-grade male student killed a four-year-old boy by pushing him from the roof of a building. Since this incident, authorities have been putting all their efforts into the concept of “the education of the mind” to teach the importance of life. They call the teaching “kokoronekko,” (alluding to the roots of a child's development as a psychologically healthy person). It involves such activities as reading ten minutes at home, and greeting and talking to people. Nevertheless, why does this kind of incident take place with such frequency? It is natural that concern for these incidents is increasing throughout Japan.

When we examine the crisis management of the institutions and schools

concerned after these incidents occur, we cannot but have many questions about the importance of “education of mind” teaching and the institutions’ attitudes toward children. Based on field research in the development of crisis management by educational authorities and in schools, this paper analyzes and ponders the problem. As a result, several educational challenges have become clear.

Such incidents require each individual teacher, each school and each authority to establish rigid crisis management systems independent of personal views. However, this research has made it clear that none of the above parties sees the situation from the “children’s standpoint” at all. Consequently, in the educational field, they forcefully implement their own policies based on subjective ideas while failing to pay any attention to children’s actual conditions, to theories of childhood growth, or theories of emotional development. They fall back on the excuse of following a manual and implementing management and review processes. Consequently, the schools and authorities have become indifferent to the emotions of each individual child, and are interested in a practical approach, putting exclusive emphasis on the teachers’ “ability to instruct” and “ability to manage.” Despite the “kokoronekko” movement into which they poured all their energies, a basic relationship of trust with full confidence is rarely established between children and teachers. In a sense, we have to admit that this is an inevitable result. What is education? We have to go back to basics.

Those who are supposed to educate children have an ambiguous understanding of the meaning of “education of the mind” and “education for life”, and they do not understand what these expressions really mean. Consequently, it is in fact adults who require education.

In addition, this paper points out and addresses problems concerned with

fundamental research questions and urgent challenges with respect to the Internet and children's development.
